

「指定介護老人福祉施設」
特別養護老人ホーム五明苑

重要事項説明書

社会福祉法人 双星会

令和5年10月1日改定

「指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 五明苑」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(松山市指定 第3870101718号)

当施設は入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～要介護5」と認定された方が対象となります。要介護1、2の方は特列入所の要件が必要となります。

◆◆目次◆◆

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 施設経営法人 | 3 |
| 2. ご利用施設 | 3 |
| 3. 居室の概要 | 4 |
| 4. 従業員の配置状況 | 5 |
| 5. 当施設が提供するサービスと利用料金 | 6 |
| 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について） | 12 |
| 7. 残置物引取人 | 15 |
| 8. 苦情の受付について | 15 |

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 双星会 |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県松山市高木町252番地 |
| (3) 電話番号 | 089-979-0172 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 門屋 京子 |
| (5) 設立年月 | 昭和48年10月9日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
松山市3870101718号

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として入所者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室において、それを受けることが困難な方が、ご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 五明苑
(4) 施設の所在地 愛媛県松山市菅沢町乙411番地1
(5) 電話番号 089-977-3711
(6) 施設長（管理者）氏名 門屋 僚一
(7) 当施設の運営方針

当施設は、入所者の処遇に関する施設サービス計画に基づき、可能な限り居室における生活の復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目指した介護支援に努めるものとする。

同時に、入所者に対し、健全な環境の下で社会福祉に関する熱意及び能力を有する従業員による適切なサービスを行いながら、明るく家庭的な雰囲気をもつよう地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、常に入所者が「安全」な環境で「安心」をし、「生きがい」を持って生活できるやすらぎの場となるように努めていくものとする。

市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携も図っていくように努めるものとする。

- (8) 開設年月 昭和53年7月1日
(9) 入所定員 55人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

(但し、入所者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考 |
|-----------|-----|-----------------|
| 従来型個室 | 7室 | |
| 2人部屋 | 1室 | |
| 4人部屋 | 12室 | |
| 合計 | 20室 | |
| 食堂及び機能訓練室 | 1室 | |
| 浴室 | 2室 | 普通浴槽・車椅子浴槽・機械浴槽 |
| 医務室 | 1室 | |

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必要な義務づけられている施設設備です。この施設・設備の利用にあたって、居住費以外入所者にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、原則として入所者やご家族等と協議のうえ決定するものとなります。

4. 従業員の配置状況

当施設では、入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する従業員として、以下の職種の従業員を配置しています。

<主な従業員の配置状況>※従業員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種 名 | 員数 | 職 務 内 容 等 |
|----------|--------------------------|--|
| 施設長（管理者） | 常勤 1名 | 当法人の理事長の命を受け施設の統括管理等 |
| 医師 | 1名 | 入所者の健康管理療養上の指導等（嘱託） |
| 介護支援専門員 | 常勤 2名 | 施設サービス計画等の作成・管理、入所者やその家族との相談業務、及び各種機関との連絡調整等その他この事業に必要な業務 |
| 生活相談員 | 常勤 2名 | サービス提供に関する総合的調整、施設サービス計画等の作成・管理の補助、入所者やその家族との相談業務、介護及び各種機関との連絡調整等その他この事業に必要な業務 |
| 介護職員 | 常勤換算 16以上 | 施設サービス計画に基づいた介護及びレクリエーション、入所者やその家族との相談その他この事業に必要な業務 |
| 看護職員 | 常勤換算 3以上 (内常勤1名以上) | 入所者の健康管理、医療との連携、入所者やその家族との相談その他この事業に必要な業務 |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 | 要介護状態の軽減又は悪化防止のための機能訓練の実施・指導その他この事業に必要な業務 |
| 事務職員 | 必要数 | 事務その他この事業の運営に必要な業務 |
| 管理栄養士 | 1名 | 入所者の栄養及び身体的状況、嗜好を考慮した献立作成と調理指導、衛生管理、調理委託業者との連絡等 |
| 調理員 | 必要数 | 管理栄養士の献立により入所者用食事の調理業務 |
| 夜警員 | 1名以上 | 施設、入所者の安全、緊急対応等の業務 |

<主な職種の勤務体制>

| 職 種 | | 勤 務 体 制 |
|------------|-------|---|
| 1. 医師 | (内科) | 水曜日(月4回) 13:30~15:30 |
| | (精神科) | 第1、第3土曜日 14:00~17:00 |
| 2. 介護職員 | | 早出 7:00~16:00 日勤 9:30~18:30 夜勤 16:00~翌10:00 |
| 3. 看護職員 | | 日勤 9:00~18:00 上記時間外にて緊急時対応有り |
| 4. 機能訓練指導員 | | 日勤 9:00~18:00 上記時間内で月18時間程度 |

☆ 原則として、日曜日も他の日と変わりません。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額を入所者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割か8割か7割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 栄養管理

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。
- ※食事の提供にかかる費用は自己負担になります。

(食事時間)

朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～18:00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。ただし、体調不良の時や入所者が拒否するときにはやむを得ず中止することがあります。
- ・普通入浴が困難で介助が必要な方は、車椅子浴槽を使用して入浴することができます。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事自己負担額及び居住費（部屋代・水道光熱費）の合計金額をお支払いください。

○下記の料金表は1割負担の表示です。2割負担の方は、食費・居住費を除き2倍になります。3割負担の方も同様です。

（サービスの利用料金は、入所者の要介護度に応じて異なります。）

| | | | | | |
|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 入所者の要介護度とサービス利用料金 | 要介護度 1 5,890 円 | 要介護度 2 6,590 円 | 要介護度 3 7,320 円 | 要介護度 4 8,020 円 | 要介護度 5 8,710 円 |
| 2 うち、介護保険から給付される金額 | 5,301 円 | 5,931 円 | 6,588 円 | 7,218 円 | 7,839 円 |
| 3 サービス利用に係る自己負担額（1－2） | 589 円 | 659 円 | 732 円 | 802 円 | 871 円 |
| 4 食事に係る自己負担額 | 1,445 円 | | | | |
| 5 居住費（多床室の場合） （部屋代・水道光熱費） | 855 円 | | | | |
| 6 看護体制加算 （Ⅰ）ロ | 4 円 | | | | |
| 7 看護体制加算 （Ⅱ）ロ | 8 円 | | | | |
| 8 夜勤職員配置加算 （Ⅰ）ロ | 13 円 | | | | |
| 9 精神科医療養指導加算 | 5 円 | | | | |
| 10 日常生活継続支援加算 Ⅰ | 36 円 | | | | |
| 11 自己負担額合計 （3～10） | 2,955 円 | 3,025 円 | 3,098 円 | 3,168 円 | 3,237 円 |

※その他 ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）14% がプラスされます。

（加算要件）・ADL維持等加算 月額 60 円

利用者の日常生活動作（ADL）をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヶ月ごとの状態変化がみられた場合

・科学的介護推進体制加算 月額 50 円

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合

- ・看取り介護加算
医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合
- 料金表中 6 看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師の配置
- 7 看護体制加算（Ⅱ） 基準を上回る看護職員の配置
- 8 夜間職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- 9 精神科医療養指導加算
認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合
- 10 日常生活継続支援加算
認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

居住費、従来型個室利用の場合は、1日あたり1,171円になります。

○ 加算体制は、令和5年10月1日現在であり、状況により変動する場合があります。

☆入所者がまだ要介護度認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

☆入所者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。

（自己負担が2割の方は自己負担額が2倍、3割の方は3倍になります）

| | |
|---------------------|--------|
| 1. サービス利用料金 | 2,460円 |
| 2. うち、介護保険から給付される金額 | 2,214円 |
| 3. 自己負担額（1－2） | 246円 |

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供にかかる費用

食材料費及び調理等食事の提供にかかる費用として1日あたり1,445円いただきます。

② 特別な食事（酒を含みます。）

入所者のご希望に基づいて特別な食事を相談に応じて提供します。（予約制）

利用料金：要した費用の実費

③理髪・美容

〔理髪・美容サービス〕

毎月1回、理・美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

④貴重品の管理

入所者の希望により貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は出入金記録を作成し、その写しを入所者へ交付します。
- 利用料金：1ヶ月当たり 無料

⑤レクリエーション、クラブ活動

入所者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- <例> 1) レクリエーション・クラブ活動 (別紙1参照)
2) 年間行事予定 (別紙2参照)

⑥複写物の交付

入所者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

タオル 石鹸 寝まき 等

※おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑧居住費（部屋代、水道光熱費）

居住費として各居室の1日当たり内訳は下記のとおりです。

| 部屋の種類 | 利用料金 |
|-------|--------|
| 従来型個室 | 1,171円 |
| 2人部屋 | 855円 |
| 4人部屋 | 855円 |

※五明苑に入所されたまま外泊される場合には居住費をご負担いただきます。

※洗濯代はご負担の必要はありません。

⑨電気料金の大幅値上げに伴う入所者様への電気代増加分の負担（令和5年5月より）

電気代の高騰に伴い、下記のとおり電気代を負担いただきます。

●電気代サーチャージ（基本上乗せ料金） 全入所者 1日あたり 100円

その他、ご使用の場合、負担いただくもの

○冷蔵庫 1日あたり 50円

○常に電気を消費する電化製品（電気ファンヒーター、電気毛布等）20～60円

⑩入所者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から

現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

| 入所者の要介護度 | 要介護度1 | 要介護度2 | 要介護度3 | 要介護度4 | 要介護度5 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 料 金 | 5,890円/1日 | 6,590円/1日 | 7,320円/1日 | 8,020円/1日 | 8,710円/1日 |

上記以外に明け渡し日までに必要となる諸料金もお支払いいただきます。

入所者が、要介護度認定で自立または要支援と判定された場合

7,120円＋食費の提供にかかる費用＋居住費＋諸費用

⑪その他

・インフルエンザ予防接種代 実費

・その他、契約者の方が負担することが適当と認められるもの 実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

| | |
|--|----------------------|
| ア. 施設窓口での現金支払 | (手数料はいりません。) |
| イ. 下記指定口座への振り込み | (振込手数料はご負担願います。) |
| ・伊予銀行 和気支店 普通 <u>1253670</u> 口座名 <u>社会福祉法人双星会 特別養護老人ホーム五明苑 理事長 門屋 京子</u> | |
| ウ. 郵便局からの自動引き落とし | (引き落とし手数料は施設が負担します。) |
| ご利用できる機関：郵便局 ※ 施設へお申し込み下さい。 | |

*原則として、ア、イ、ウの方法で決めて、継続していただけたらと思います。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入所者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

① 協力医療機関

| 医療機関の名称 | 所在地 | 診療科 | 電話番号 |
|---------|---------------|-----|----------------|
| 牧病院 | 松山市菅沢町甲1151-1 | 精神科 | 089 (977) 3351 |
| 砥部病院 | 伊予郡砥部町麻生40-1 | 総合 | 089 (957) 5511 |

② 協力歯科医療機関

| 医療機関の名称 | 所在地 | 診療科 | 電話番号 |
|-------------|--------------|-----|----------------|
| 松山デンタルクリニック | 松山市竹原3-17-33 | 歯科 | 089 (932) 1801 |

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援・要介護1・2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合
- ⑤ 入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) 入所者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入所者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入所者による、サービス利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入所者が連続して3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→*契約者が病院等に入院された場合の対応について*

当施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円 + 居住費

入院日又は退院日は在苑日に含む。

③ 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入れ準備が整っていないときには、日程を調整して、ホームに受け入れできるよう努力いたします。

④ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

入所契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入所者または残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められていない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況 なし

9. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

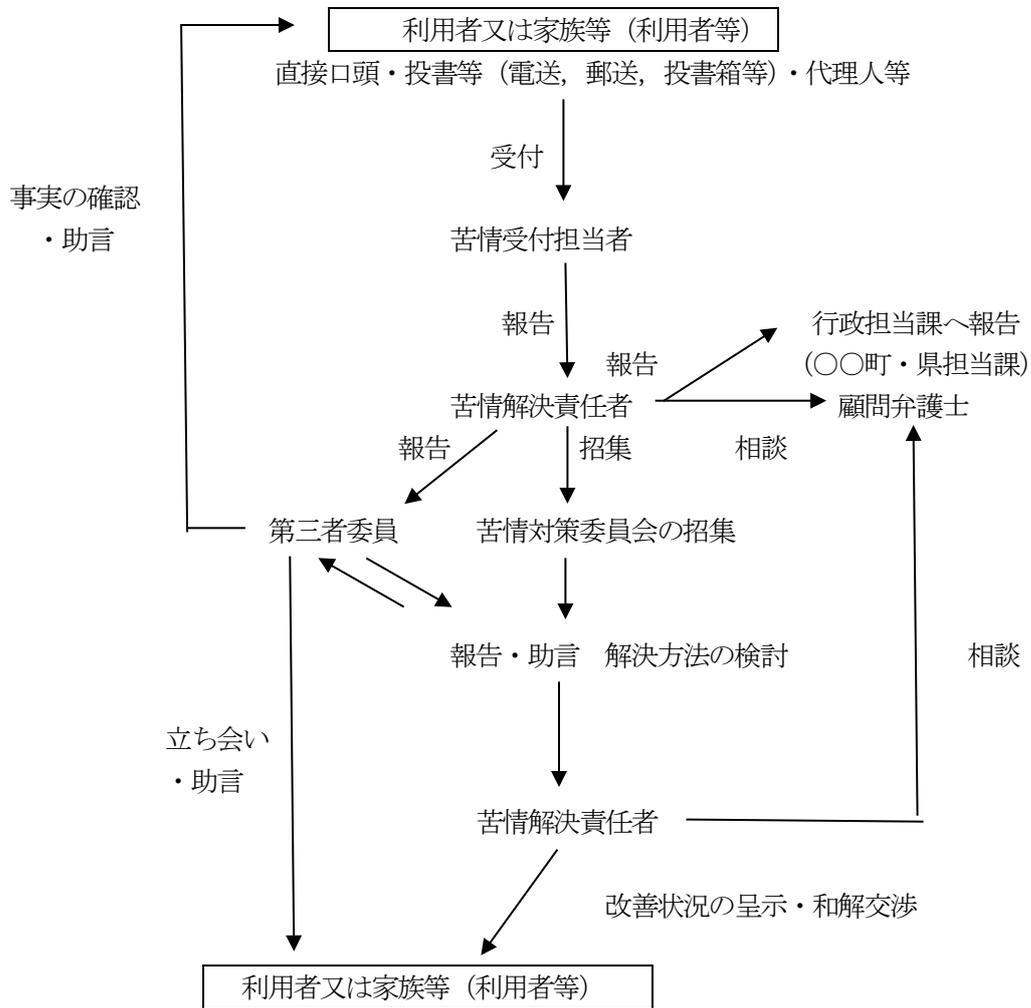
〔職名〕 介護支援専門員兼生活相談員 新田 誠

○ 受付時間 毎週 月曜日～金曜日

9：00～17：30

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

社会福祉法人双星会 苦情対応フローチャート



(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|-----------------------|---------------------|---|
| 松山市役所 介護保険課 | 所在地 電話番号 受付日時 | 松山市二番町4丁目7-2 TEL948-6968 fax934-0815 平日 8:30~17:15 |
| 愛媛県 国民健康保険団体連合会 | 所在地 電話番号 受付日時 | 松山市高岡町101番地1 TEL968-8700 fax968-8717 平日 8:30~17:15 |
| 愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会 | 所在地 電話番号 受付日時 | 松山市持田町3丁目8-15 TEL998-3477 fax921-5289 平日 9:00~12:00、13:00~16:30 |

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 五明苑

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入所者住所 入所者氏名 印

代筆者氏名

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 建物の構造 | 鉄骨造平屋建 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 2550.36㎡ |
| (3) 併設事業 | |

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

『指定居宅介護支援事業所ごみょうえん』令和2年4月1日指定（更新）松山市3870100488号

『ショートステイ五明苑』令和2年5月1日指定（更新）松山市3870102534号

『デイサービスセンター五明苑』令和3年3月14日指定（更新）松山市3870102112号

『(予防) デイサービスセンター五明苑』平成30年4月1日指定（更新）松山市3870102112号
法人内関連事業 社会福祉法人 双星会 高木保育園の設置運営 開所中

(4) 施設の周辺環境

松山の別荘地ともいわれる五明地区の五明苑は、自然がいっぱいの中にある高齢者の方の憩いの場です。

敷地面積9,417.69平方メートル、建物床面積2,550.36平方メートルの苑舎の居室はすべて一階となっており、苑内、苑庭散歩が楽しめます。

散歩道は、十数本の桜並木となっており、春の桜はまわりの緑とも相まって、この地でもすばらしい景色と言われています。この木々には、うぐいす、めじろなどの野鳥も多く飛来し、居室にいてもその声が聞こえるほどであります。

ほぼすべての居室には南側に窓があり、日当たり良好です。

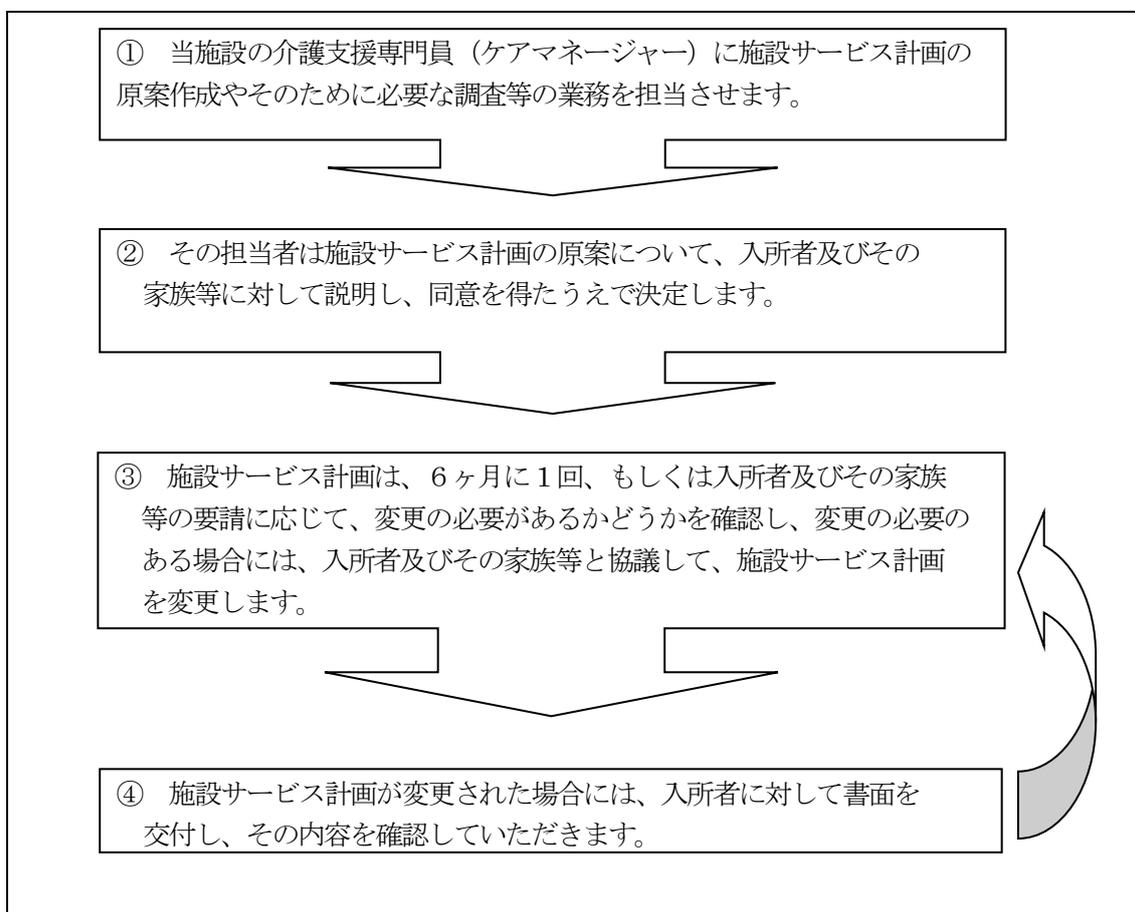
五明苑の向かいには郵便局があり、地域には、松山市の野外活動センターや病院、五明支所、五明小学校、五明幼稚園もあり、伊予漫才の保存地区でもあるこの地区の方との地域交流も盛んです。

静けさの中、「澄みきった空気、清らかな名水、人情の里」は、この地ならではの味わいがあります。

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



3. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入所者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所者から聴取、確認します。
- ③ 入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 入所者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入所者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入所者または他の入所者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、個人情報に関する当法人基本方針に従い、個人情報の利用目的（別紙3）を遵守するとともにサービスを提供するにあたって知り得た入所者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。
また、入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、入所者の同意を得ます。

4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

(衣類・日用品・身の回り品・テレビ・ラジオ)

※ ただし、上記の品でも著しく他の入所者の迷惑になるような物は持ち込むことが出来ません。

(2) 面 会

面会時間 午前 8:00～ 午後 8:00 まで

ただし、緊急の場合等は、この限りではありません。

- * 来訪者は必ずその都度、面会簿に記入してください。また、従業員にお知らせください。
- * 来訪される場合、お菓子類、生物（なまもの）、食べ物を持ち込むときは、従業員にご相談ください。ペットをつれての来訪は、ご遠慮ください。
- * 風邪、インフルエンザ等、流行性疾患にかかっている方の面会は、ご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。
但し、外泊については、最長で月 6 日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、2 日前までにお申し出ください。2 日前までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5 (2) に定める「食事の提供にかかる費用」は減額されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の従業員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は、禁煙となっております。施設内での喫煙はできません。

5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 非常災害対策について

施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

8. 緊急時における対応

施設は、施設サービスの提供を行なっている時に入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

9. 虐待の防止のための体制

- (1) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。
- (4) 施設長を含む多職種で構成する虐待防止検討委員会を設置し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は再発を確実に防止するための対策を検討する。
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施する担当者として虐待防止検討委員会の委員長を専任の担当者とする。

別紙 1

レクリエーション・クラブ活動

| ク ラ ブ 活 動 名 | 内 容 |
|-------------|--------------------------|
| 輪投げクラブ | 輪投げで棒に輪を入れて楽しめます |
| レクリエーション | 毎回内容が変わります（風船バレー・釣りゲーム等） |
| 塗り絵クラブ | 季節にちなんだ塗り絵を行います |
| カラオケクラブ | 懐メロや季節にあった歌を歌います |
| ドライブ | 気候のいい時期に近くに出掛けます |

別紙 2

主な年間行事予定

| 月 | 行 事 名 | 内 容 |
|-----|------------------|---|
| 1月 | お正月、お屠蘇+ | お屠蘇とおつまみで新年をお祝います |
| 2月 | 節分 | 施設内で鬼を追い払います |
| 3月 | ひな祭り | ひな人形を飾りお祝いいたします |
| 4月 | お花見 高木保育園慰問 | 旧施設苑庭にてお茶やおかしを楽しみお花見をします 園児さんと触れ合い交流します |
| 5月 | 端午の節句 | こいのぼりを掲げ端午の節句をお祝います |
| 6月 | ドライブ | 希望の場所に外出します |
| 7月 | 七夕 五明小学校七夕慰問 | 笹に願い事を書いて飾ります 児童さんと触れ合い交流します |
| 8月 | 夕涼み会 | 屋台や出し物等を楽しんでいただきます |
| 9月 | 敬老祝典及び祝賀会 | 敬老の日を迎え、皆で長寿をお祝いします |
| 10月 | 地方祭 五明苑大運動会 | 五明のお神輿・獅子舞が来苑します 高木保育園・五明保育園の園児さんが来苑し一緒に運動会を行います |
| 11月 | ドライブ | 希望の場所に外出します |
| 12月 | 旭中学校慰問 クリスマス会 | 中学生と触れ合い交流をします サンタさんが来苑し交流をします |

※このほかに毎月1回、誕生会を行っております

※行事予定は変更になることもあります。